①令和２年（わ）第３１６号、②３５３号、③４５３号、④５７４号
麻薬及び向精神薬取締法違反幇助、同法違反被告事件
被告人　青井硝子[redacted]

２０２０年7月２０日

公訴事実に対する認否

京都地方裁判所　第３刑事部合議係　御中

被告人　青井硝子[redacted]

本年５月２９日に起訴された③事件の公訴事実に対する罪状認否は次のとおりです。

私が、２０２０年２月２６日に[redacted]さんの自宅で、ミモザ・テヌイフローラのお茶を飲んだことは認めます。

しかし、これまでの主張のとおり、お茶が「麻薬であるＤＭＴを含有する水溶液」であるという点は争います。

また、私がこのとき飲んだお茶の中に、本当にＤＭＴが含まれていたかどうかは分かりません。

通常は、お茶を飲んだときに酔えるかどうかでＤＭＴが含まれているかどうかが分かるのですが、私は訓練によってお茶を飲まなくても酔うことができるようになりましたので、本当にＤＭＴが含まれていたかと問われると、今となってはよく分からないという他ありません。

以上